

2017年5月17日

第28号

# 全労連

全労連  
憲法・平和グループ

## 憲法 平和闘争ニュース



### 「共謀罪は必ず廃案！」4200人の声が響く 緊迫した情勢、全国各地で宣伝を強めよう！ 緊急FAXを衆議院法務委員に送ろう！



緊迫した国会、本日5月17日（水）、政府与党はいよいよ共謀罪法案の衆議院法務委員会での強行採決に打ってでてようとしています。

与党は、立憲野党の反対を無視して法務委員長の職権で、午前10時～12時、13時～15時に委員会を行い、最後の14時～15時の1時間を安倍首相入り質疑としました。質疑終了後に強行採決を行い、18日に衆院通過というのが、与党側のねらいです。それに対し、金田法務委員長の不信任決議案を提出する動きもあり、攻防が激しさを増しています。

昨日の法務委員会では、参考人質疑が行われ、5人の参考人のうち3人が「共謀罪」への反対を述べました。テロ対策とは関係ないこと、一般人に及ぶことなど、「共謀罪」の問題点があらためて浮き彫りになりました。

しかし、残念ながら16日夜のテレビニュースは、報道ステーションがパレルモ（組織犯罪防止）条約加入のための「立法ガイド」を書いたニコス・パッサス教授による「条約はテロ対策のためのものではない」との説得力あるインタビューなどを流した以外は、NHKはごく短時間、NEWS23に至っては共謀罪を全く報じませんでした。驚くべきメディア状況です。

いま、最も大切なのは、「共謀罪」の危険性を広く知らせることです。宣伝行動を各地で強めましょう。「法案についての政府の説明は十分でない78%」（朝日）、自分が監視や捜査の対象にされることに「不安を感じる56.4%」（産経）など、国民は警戒と懸念を強めています。安倍政権のウソを暴いて、真実を知らせれば、世論は大きく動きます。圧倒的な反対世論で、必ず4度目も廃案に追い込みましょう。

昨日のニュースで提起した「緊急要請FAX」にとりくみましょう。国会周辺では、17日から19日にかけて、連日の行動が組まれています。なんとといっても本日の強行採決を許さない大きな結集が必要です。昨日、16日夕方には約4200人が日比谷野音大集会に集まりました。「共謀罪を採決するな！」「共謀罪は必ず廃案！」の声を響かせましょう。

- ★5月17日（水） 強行採決許すな！共謀罪廃案！国会前行動へ
  - 12：00～13：00 共謀罪廃案！議員会館前集会
  - 13：30～16：00 議員会館前座り込み行動
  - 18：30～19：30 議員会館前集会
- ★5月18日（木） 強行採決許すな！共謀罪廃案！国会前行動へ
  - 12：00～13：00 共謀罪廃案！議員会館前集会
  - 13：30～16：00 議員会館前座り込み行動
  - 18：30～ 議員会館前集会
- ★5月19日（金） 強行採決許すな！共謀罪廃案へ！国会前行動へ
  - 12：00～13：00 共謀罪廃案！議員会館前集会
  - 13：30～16：00 議員会館前座り込み行動
  - 18：30～19：30 学者の会などとの共催。国会正門前。

■共催 共謀罪NO！実行委員会  
戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会

# 共謀罪の問題点が明らかになった 16日の参考人質疑概要

衆院法務委員会は十六日、犯罪の合意を処罰する「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ組織犯罪処罰法改正案についての参考人質疑を行い、有識者五人が意見を述べました。反対の立場が三人、賛成の立場が二人でした。

反対の立場では、自民、公明両党とともに修正案を提出した日本維新の会が推薦した成城大の指宿信（いぶすきまこと）教授（刑事訴訟法）が「過去のテロ事件をなぜ防げなかったのかの反省なしに、法案を用意するのは合理性を欠く」と述べ、海渡（かいど）雄一弁護士（民進党推薦）は「既遂処罰が基本の刑法体系を覆し、自由が制限される」と指摘。加藤健次弁護士（共産党推薦）も反対意見を述べました。

暴力団対策に関わってきた木村圭二郎弁護士（自民党推薦）は賛成の立場から「要件は厳格で、組織犯罪とテロ対策に必要なだ」と訴えました。賛成の立場は、ほかに中央大の椎橋（しいばし）隆幸名誉教授（公明党推薦、刑事訴訟法）。

<衆議院法務委員会 5月16日の参考人質疑の一部概要>

## ◆海渡雄一弁護士（民進推薦）

「刑法は人の行動が自由である範囲を定めるもの。共謀罪は、既遂処罰を基本としてきた刑法体系を覆し、人々の自由な行動を制限し、国家が市民社会に介入する境界線を大きく引き下げるものだ」

「組織犯罪防止条約の目的は、マフィア対策など経済的な組織犯罪集団対策であり、テロ対策ではない」「現在、20の共謀罪と50の予備罪があり、未遂以前はおおむね処罰が可能だ。暴力団対策法など、日本の犯罪対策は銃器の所持が認められる米国と比べても決して遜色はない」

「民進党が組織的的人身売買罪と組織的詐欺罪の予備罪を提案した。かつてエジプト政府がテロ関係犯罪で15項目を提案し、法務省もおそらくそれに従って『詐欺罪と人身売買罪が抜けている』と言っていた。2つの予備罪の導入によって74の重大犯罪で未遂以前の処罰が可能になるが、スペインの46、北欧の約70と比べても決して少なくない」

「2007年の自民党小委員会案は対象を128まで絞った。沖縄で既に弾圧の道具として使われている組織的威力業務妨害罪や、組織的強要罪、信用毀損罪は、一つだけでも治安維持法に匹敵する乱用の危険性がある。かつて自民案では除外していたが、なぜ復活したのか理解できない。真っ先に削除すべきだ」

「2006年6月の共謀罪法案の強行採決の回避は、当時の小泉首相と河野衆議院議長の話し合いと決断によりなされたと聞いている。予備罪を追加する法案で組織犯罪防止条約を批准しても国際的に全く問題ない。政府案を強行採決せず、審議を尽くして、日本の人権保障と民主主義の未来に禍根を残さないよう廃案に」

## ◆加藤健次弁護士（共産推薦）

「警察の情報収集は切れ目なく、シームレスに行われ、逮捕、捜索等の強制捜査に至らぬ段階でも、任意捜査として尾行、写真・ビデオ撮影、所持品検査などプライバシーを大きく侵害しかねない活動が現に行われている」「共謀罪創設は犯罪成立時期を前倒し、乱用の危険を高め、捜査権限の拡大につながる」

「大垣警察市民監視事件では、署員が『風力発電反対運動が広がるのを回避したい』と述べていた。また、岐阜県警は『大垣署員の行為は公共の安全と秩序の維持のための通常業務の一環』と回答した」「イスラム教徒監視事件では嫌疑すらない段階で、ムスリム全体をテロ予備軍と決めつけていた」

「休日に赤旗を配布し逮捕された国家公務員法違反事件では、最高裁が無罪判決を出した。警察の"行動確認（＝尾行）実施結果一覧表"によれば、3日間の配布行為のみが起訴対象なのに、29日間、延べ171人の警官、4台の車両、6台のビデオカメラを使用した。警察は与えられた権限を抑制的に使う事はない」

「共謀罪は意見表明に対して強い抑止力を持つ。政府は『一般人は対象ではない』と言うが、法律には書か

れていない。政府が『あなたは一般人、あなたは一般人じゃない』と言うこの状況自体が、憲法の個人の尊厳から見て極めて問題だ。共謀罪は警察の活動を大きく拡大し、盗聴等を用いる危険性も高い」

◆指宿信・成城大学教授（維新推薦）

「3月15日のGPS捜査に関する最高裁判決は、プライバシー権で守るべき新たな私的領域という概念を承認し、新たなテクノロジーによる捜査手法を立法により規律するよう国会に求めた。つまり、任意捜査の名で繰り広げられてきた監視型捜査への立法を国会に求めている」

「テロ事件をなぜ防げなかったのかについて、国を挙げての議論、研究、調査を目にしたことがない。なぜ地下鉄サリン事件を防げなかったのか、なぜ赤報隊事件の犯人を逮捕できなかったのか。そうした反省なしにテロを防ぐための法案を用意するのは合理性を欠いている」